

# 安倉地区まちづくり協議会会則

[ コミュニティ安倉 ]

## 第1章 総則

(名称、地域、構成)

第1条 本会は「安倉地区まちづくり協議会」と称する。  
以下「コミュニティ安倉」と称する。

(地域)

第2条 「コミュニティ安倉」の地域は安倉北小学校及び、安倉小学校の校区とする。

(事務所)

第3条 「コミュニティ安倉」は、事務所を宝塚市安倉中2丁目2番1号共同利用施設安倉会館に置く。

(目的)

第4条 高齢化社会及び生涯学習を迎え、地域住民参加による文化、学習、健康増進、福祉、環境の美化、その他、地域活動を促進し、住民相互の交流による、ふれあいのある豊かな地域コミュニティづくりと、安全安心な住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

(構成)

第5条 「コミュニティ安倉」は地域内に居住する全住民によって構成され、地域内の自治会、及び行政、各種団体を会員として構成する。

2項 自治会が組織されていない地区については、別途考慮する。  
但し、非合法団体は排除するものとする。

(活動)

第6条 「コミュニティ安倉」は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 地域住民の健康と福祉の増進、文化・教養の向上、並びにリクリエーション等の実施に関すること。
- ② 地域住民相互の情報交換、並びに交流、親睦に関すること。
- ③ 生活環境の保持と、利便性の改善向上
- ④ に関すること。
- ⑤ 青少年育成に関すること。
- ⑥ 防災、防犯、防火に関すること。
- ⑦ 自治会及び、各種団体との連携に関すること。
- ⑧ その他、コミュニティ安倉の目的達成のため必要な事業。

## 第2章 組織及び役員

(組織)

第7条 「コミュニティ安倉」は、住民より選出された代表者、並びに地域内の行政、各種団体の代表者で運営委員会を構成する。

2項 「コミュニティ安倉」は、地域内自治会において、別途定める定数表により運営委員を選出する。

3項 第7条1項で選出された運営委員の互選により、会長、副会長、監事、会計、書記、専門部長を選出し、総会、および運営委員会の承認を受ける。

(総会)

第8条 総会は「コミュニティ安倉」の最高議決機関で有って、毎年一回定期総会を開

催するほか、コミュニティ安倉会長が必要と認めた場合、または運営委員の3分の1以上の請求があった場合は、その都度、臨時に総会を開催する。

- 2項 総会議長は、コミュニティ安倉会員より選出する。
- 3項 総会は、過半数の構成員の出席の下に成立し、過半数の賛成により議決する。
- 4項 総会は、次の事項について議決する。
  - ① 会長、副会長、監事、会計、書記、各専門部長の承認
  - ② 事業報告及び決算の承認
  - ③ 新年度事業計画及び予算の承認
  - ④ 会則の制定、改廃の承認
  - ⑤ その他、コミュニティ安倉の事業計画に関する基本方針を決定する。
  - ⑥ 会員は、総会に出席して意見を述べる事が出来る。

#### (運営委員会)

第9条 運営委員会は「コミュニティ安倉」の執行機関であつて、第7条にて選出された運営委員により構成する。

- 2項 本会は、構成委員の過半数の出席によって成立する。
- 3項 運営委員会の委員長は「コミュニティ安倉」の会長となる。
- 4項 運営委員会には、必要に応じて専門部会を設ける。
- 5項 本会は、運営委員会の活動のために必要と認めた事項を審議、決定する。

#### (役員会)

第10条 役員会は定例期に開催し、年度事業計画の進捗を各部署に周知徹底する。

- 2項 地域活動に支障が発生した場合は、会長が速やかに役員会を開催し協議する。

#### (役員)

第11条 「コミュニティ安倉」に次の役員を置く。

- ① 会長
- ② 副会長…………… 若干名
- ③ 監事 …………… 若干名
- ④ 総務部長
- ⑤ 会計 …………… 若干名
- ⑥ 書記 …………… 若干名
- ⑦ 広報部長
- ⑧ 安全・防犯部長
- ⑨ 青少年部部長
- ⑩ 歴史・公園部長
- ⑪ 健康・福祉部長

- 2項 必要に応じ、運営委員会の承認を得て「コミュニティ安倉」に相談役、または顧問を置く事が出来る。

#### (役員の仕事)

第12条 役員の仕事は次の通りとする。

- ① 会長は「コミュニティ安倉」を代表し総会、運営委員会、役員会を招集し、その会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に差し障りのある時、その職務を代行する。
- ③ 監事は総会で議決された議案が遂行されている事を監査する。
- ④ 総務部長は「コミュニティ安倉」の組織運営を担当し、併せて会計・書記を統括する。

- ⑤ 会計は「コミュニティ安倉」の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- ⑥ 書記は運営委員会等の議事録を作成し保管、管理する。
- ⑦ 広報部長は「コミュニティ安倉」の活動宣伝を行う。
- ⑧ 安全・防犯部長は地域住民と共に安全・防犯推進活動を行う。
- ⑨ 青少年育成部長は学校、父兄及び地域住民と共に青少年の健全な育成に努める。
- ⑩ 歴史・公園部長は安倉地区の歴史を地域住民と共に学習し、公園等の保全、美化に努める。
- ⑪ 健康福祉部長は地域住民の健康・福祉の向上に努める。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2項 欠員によって選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第14条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めた場合に開催する。但し、構成員の過半数の請求があった場合は、速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数)

第15条 会議は、構成員の過半数によって議決することが出来る。

- 2項 会議に出席出来ない構成委員は、その権限の行使を他の構成員に委任することが出来る。この場合に於いて、受任者の特定が無い場合は、会議の長に委任したものとみなす。

(費用の支弁)

第16条 「コミュニティ安倉」の経費は、市助成金、社協交付金、自治会協賛金、寄付金、その他の収入によって、これに充てる。

- 2項 「コミュニティ安倉」の役員は、必要経費を総務部へ申請し、請求書を総務部へ提出する。
- 3項 「コミュニティ安倉」役員の交通費、通信費等の経費については、年間金6,000円也を限度として支払う事が出来る。

(収支予算決算)

第17条 コミュニティ安倉の活動計画に伴う収支予算、および決算は、総務部に於いて作成し、監事の監査を受け、運営委員会、及び総会の承認を受ける。

(会計年度)

第18条 コミュニティ安倉の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会則の改廃)

第19条 この会則は、運営委員会の承認を得て、総会の過半数の議決により改廃することが出来る。

附則

- 1 この会則は、コミュニティ安倉運営委員会の承認を得た上、総会の決議により施行されるものとする。

雑則 平成7年9月9日 施行  
平成11年5月23日 一部改正  
平成12年5月28日 一部改正  
平成26年5月25日 一部改訂

# 安倉地区まちづくり協議会組織図

## コミュニティ安倉組織図

